

特別養護老人ホームにおける生活相談員の行う ソーシャルワーク及びケアワーク実践に関する文献的研究

上田 正太*¹

*¹ 大阪市立大学大学院生活科学研究科後期博士課程

Examination of the Literature on the Practices of Residential Social Worker in Nursing Home

Shota UEDA*¹

*¹ Graduate School of Human Life Science, Osaka City University

Summary

This study aims to explore the necessity of establishing the practical theory of residential social worker's performance in nursing home by reviewing the relevant literature. There is no clear, official regulation about the practices of residential social worker in the nursing home, and, therefore, the practices vary widely by institution.

A review of the existing literature clarified that one of the reasons delaying the establishment of a practical theory is that the previous studies of residential social workers' practices did not take into consideration the individualities of institutional settings with various types of clients, such as the elderly, the disabled or children. This implies the need to substantiate the hypothetical practical model to propose improvements to residential social workers' practices, aimed at meeting the needs of elderly nursing home residents.

Keywords: 特別養護老人ホーム、生活相談員、ソーシャルワーク、ケアワーク

Nursing Home, Residential Social Worker, Social Work, Care Work

I はじめに

特別養護老人ホーム（以下、特養）とは、老人福祉法第20条5に規定されている施設で、介護保険法上では介護老人福祉施設と呼称されている。入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び、療養上の世話を行うことを目的とする施設である。昭和53年に法制化されて以降、在宅で生活が困難な高齢者の日常生活を支援する施設として全国に設置され、施設数は2010年5月1日現在6202か所¹⁾にのぼる。介護保険施行後、在宅介護の整備が進められてはいるものの、日本の伝統的な三世家族制度の崩壊もあり、身寄りの乏しい要介護高齢者

が自宅に住み続けるのは困難な状況が今なお続いている。団塊世代の高齢化により高齢者人口がますます増える中、特養は、在宅で生活困難となった要介護高齢者の生活を支える重要な役割を、今後とも担い続けることが期待されている。

特養が重度要介護者の日常を支える生活拠点として発展していくうえで、今後焦点となってくるのが、支援に従事する職員個々の実践力である²⁾。チームケアが求められる昨今、業務効率化を求める声も相まって、各専門職が従来の職域に拘らず、実践内容を拡大する傾向にあり、例えば介護職員は医療行為として看護職にしか認められなかった痰吸引といった実践も担うようになるなど、その専門性を広げつつある³⁾。そのような中、その存在意義をやや疑問視⁴⁾されつつあるのが、生活相

談員（以下、相談員）である。相談員は、特養の利用者数が100又はその端数を増すごとに1人以上の割合で配置が義務付けられ、特養の「ソーシャルワーカー」として位置づけられている職種である⁵⁾⁶⁾。ただし、そもそも相談員がどのような実践を担うのか、その規定が定められておらず、施設によって実践範疇も異なる状況にあり⁷⁾、相談員の実践内容の曖昧さが問われて久しい⁸⁾⁹⁾。現在、各特養に最低1人配置されている専門職として、その存在意義はどこにあるのか、その実践はどのようなものであり、どのような価値があるのか、相談員は利用者や他職種に対して示す必要がある。

そもそも実践内容が不明瞭な状況は、高齢者領域に限らず、児童や障害者を支援対象とする施設の相談援助職全般に突き付けられた課題である¹⁰⁾。施設における福祉職の実践の理論化は進んでおらず¹¹⁾¹²⁾、今日の契約社会において当然視されている利用者に対する実践内容及びその効果の明示といったアカウンタビリティ（説明責任）を果たすうえで前提条件を欠く状況が続いている¹³⁾。

相談援助職が行う実践を巡っては、主に2つの論点がある。その一つがソーシャルワーカーである相談援助職が、身体介護に代表されるケアワーク実践を行うことの是非についての議論である。具体的には、ケアワークは相談援助職の実践範疇から除外すべきとした主張¹⁴⁾と相談援助職においてもケアワーク実践は欠かせないとした主張¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾とがあり、研究者間においても見解が分かれている。もう一つの論点が、ソーシャルワーカーである相談援助職における独自の実践、つまり施設のソーシャルワーク実践とはいったい何なのかという点である。相談援助職の存在を疑問視する声には、介護職や看護職も実務の延長線上で相談対応をしており、相談援助を行う職種を独自に配置する必要がないとした見解¹⁸⁾もある。白澤¹⁹⁾は他職種にない相談援助職による専門性の高い実践を行っていることの明示がなければ、その存在意義が否定されかねないと警鐘を鳴らしている。相談援助職が行う独自性の高い実践とは、どのようなものなのかの体系化が求められている。

施設の相談援助職における実践を巡る議論が、帰結しない背景には、各研究者が議論している「ソーシャルワーク」及び「ケアワーク」概念の不統一が影響しているとの指摘²⁰⁾がある。施設の利用者は、高齢者に限らず、児童や障害者と幅広い層

が存在する。当然、対象となる利用者特性によって相談援助職が行うべき支援内容も異ってくる²¹⁾が、施設の実践議論において、必ずしもその利用者の違いを踏まえた検討が行われていないことが実践概念の確立を妨げている可能性がある。さらに、生活型福祉施設の実践の解明にあたっては、「閉鎖的で形式的に管理された居住と仕事の場」である施設という生活空間の負の側面をいかに相談援助職が実践を通して克服するのを含めた議論も欠かせない²²⁾。施設の相談援助職の実践概念確立に向けては、支援対象である利用者個々の特性と、利用者にも多大な影響を与える施設環境特性とを、各々個別に確認したうえで、その利用者に求められる実践とは何かを議論していくことが求められる。

本論では、施設の相談援助職の中でも、超高齢社会において重要な役割を担う特養に従事する相談員の実践概念の確立に向けた検討を行ううえでは、まずは相談員実践を巡る検討の進捗状況の整理が必要と捉え、先行研究の確認を行うことをその目的とする。先行研究の整理にあたっては、これまで実践概念が統一されなかった背景として指摘されてきた批判を踏まえ、まずは施設の相談援助職の実践を巡る全般的な検討状況を整理したうえで、特養相談員の実践を議論するうえで求められる特養利用者及び特養の施設環境特性を確認することとする。そのうえで最終的に、現状の相談員実践を巡る検討状況を整理したうえで、特養相談員の実践概念確立に向けた課題の確認作業を行うこととする。今後増え続ける重度要介護者の生活を支えていくうえでも、特養相談員の実践概念にまつわる先行研究の整理を行う本研究の意義は大きい。

II 施設の相談援助職が行う実践を巡る論点

本節では、まず特養相談員を含む施設の相談援助職全般にわたる実践の内容に関する議論について、確認を行うこととする。前述したとおり、施設の相談援助職の行う実践を巡っては、相談援助職における身体介護に代表されるケアワーク実践の是非を巡る議論と相談員の固有実践となるべき

ソーシャルワーク実践とは何かという議論の2つの論点がある。施設の相談援助職の実践を検討した先行研究の整理を通して、特養相談員の実践概念確立に向けて、どのような研究者間の意見の相違があるかの明確化を行うこととする。

1) 相談援助職が行うケアワーク実践を巡る議論

施設の相談援助職の実践範疇としてのケアワーク実践の是非を巡る議論においては、相談援助職が本来行うべき実践への弊害の観点から実践範疇から除外すべきとした主張と、要介護者の日常生活を支援する施設においては、相談援助職と言えどもケアワーク実践は欠かせないとした主張とに見解が分かれている。

施設の相談援助職が行う実践からケアワークを分離すべきとした論は、ソーシャルワークとケアワークは、別々の職種により実践されるべきことを主張している。そもそも日本の社会福祉専門職の国家資格は、ソーシャルワーカーとして基本的に分類されている社会福祉士と、ケアワーカーとして分類されている介護福祉士とに区分されており、この論は日本のそうした現状に基づく主張と言える。社会福祉士及び介護福祉士法によれば、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう」と規定されている。一方、介護福祉士とは「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう」と規定されている。介護福祉士の規定においては、介護を担うことが明確に位置づけられているのに対して、社会福祉士の規定には、介護の文言は含まれていない。

相談援助職の行う実践からケアワークを分離すべきとした主張においては、例えば米本²³⁾が、社会福祉士の受験資格を取得するうえで実習先となることの多い施設実習において、身体介護に代表

されるケアワーク実践に関わる実習が多い現状を「施設におけるソーシャルワークが成立していなかったことの反映」と批判的に論じ、ケアワーク実践の分離を主張している。和気²⁴⁾も、相談員の実践を9項目に分類し、その関連要因を分析したうえで、介護実践と開設年次の古い施設との関連が確認されたことを踏まえ、「措置の時代における特別養護老人ホームの実践を引き継いでいるものと思われ・・・利用者の生活の質を変えるために維持すべき業務と見直すべき業務の在り方を検討」すべきと、運営年数の長い高齢者施設の相談員がケアワーク実践を行っている現状を整理すべきとその主張を唱えている。

一方で「基本的なケアができない人に、まともな相談援助ができるのか」²⁵⁾と、相談員によるケアワーク実践の必要性を唱える主張も多い。根本²⁶⁾は、施設ケアが様々な職種のチームワークによって行われるものとの前提に立ったうえで、寮母や保母といったケアワーカーは、日常生活動作の介護を中心としたケア、及びケアと同時に行われる心理的支援が中心業務であり、またソーシャルワーカーは入居者間、入居者・職員間、職員・組織間の調整や地域社会との関係作りや制度改革等が中心業務であるとしつつ、両者は互いに影響しあい、必要に応じて重複した内容の実践を行う必要がある旨を論じて、ソーシャルワーカーにおけるケアワーク実践の必要性を唱えている。成清²⁷⁾は、ソーシャルワーカーとケアワーカーの関係について、広義においては「両者はきわめてヒューマニズム的な精神に基づきサービス利用者の生活問題に対して専門的技術・知識・価値／倫理を共通基盤とした社会福祉援助技術活動を実践する社会福祉専門職である」と、実践の目指す方向性についての共通性を論じている。そのうえで、狭義においては各々の実践内容について違いはあるものの、両者は同一線上の相互補完関係にあるとして、業務の重なりあいがある旨を確認している。大和田²⁸⁾もまたソーシャルワーカーとケアワーカーの相違性と近似性を論じたうえで、「施設においては生活場面面接が重要な位置を占めることから、基本的な介護技術はソーシャルワーカーにも強く求められるのである。したがって、ソーシャルワークの展開にとって介護技術は、とりわけ生活型福祉施設においては必要不可欠といえる」と相談員におけるケアワーク実践の必然性を説いている。

前者のケアワーク実践を分離すべきとした主張が、その論の根拠として掲げているのが、本来業務であるソーシャルワーク実践に対する弊害である。日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究委員会²⁹⁾は、社会福祉施設の生活指導員等が、必要とされる援助計画の作成・実施においてソーシャルワーク実践を展開できていない状況にある背景に、実質介護職に近い形で採用されていることがあると主張している。また奥田³⁰⁾は「ソーシャルワークとケアワークの統合化あるいは一本化を、実践場面での融通性などを論拠として志向することは、かえって専門性が散逸し、また養成上の問題も多し、双方のワーカーの資質の低下につながりかねない」と専門性や養成上の課題を分離の根拠に示している。その他、業務煩雑化³¹⁾を理由に、相談援助職の実践からケアワークを分離すべきとの主張が散見される。

一方、後者のケアワーク実践を必要とする論が、その根拠としてあげているのが、「直接的援助業務を通じて利用者の情報収集・情報分析のRSW（施設ソーシャルワーク）を同時に介在」³²⁾と、要介護状態の利用者に直接身体介護を提供することを通じて、具体的な心身状況のアセスメントを行えることをあげている。施設の場合、援助対象者の多くが自らのニーズを発することに障害を持っており、相談援助だけでは具体的状況の把握に限界があるとして、ケアワーク実践の意義を唱える論³³⁾³⁴⁾は多い。その他、ケアワーク必要論の根拠として述べられているのが、繁忙極める介護職員の補完的役割である。「障害者や高齢者関係施設においては・・・生活相談員や生活指導員は、ケアワーカーほどの比重の高い、濃度の濃い介護援助は期待されてはいないが、利用者の生活援助を行う場合、ケアスタッフの代替を余議なくされたり、スーパーバイザーの役割をとることは日常的にある」³⁵⁾と、柔軟な対応必要性を求めている。もう一つの根拠にあるのが、介護職員との連携の意義である。白澤³⁶⁾は、ソーシャルワーカーとケアワーカーの両職種について、「利用者にとってなにが必要かを中心に据えて、個々の専門職がいかにか重複した機能を有しながら、かつ独自の固有性を確保していく」ことが大切であると指摘したうえで、両者の緊密に重複した実践が、利用者支援における連続性を確保するうえで重要であると説明している。

前者のケアワーク実践を分離すべきとした論と後者の必要とした論の主張の根拠について比較した場合、前者が相談援助職の実践に対する弊害といった実践者への影響に対する議論に留まっている一方、後者に関しては、利用者の情報把握や利用者切れ目ない支援を行ううえでの連続性の確保といった利用者主体の根拠にたっており、利用者に対してなぜそのような実践が必要なのかを具体的に主張した論となっている。前節で確認した通り、実践概念の構築にあたっては、支援対象となる利用者に対する実践意義の説明が求められるが、その観点で両論を比較するならば、後者のケアワーク必要性を主張した論がより説得力のある主張を唱えていると言える。実際、研究者間においても、後者のケアワーク実践を必要とした主張が、前者の分離を主張した論よりも、大勢を占めつつある現状にはある³⁷⁾。

2) 相談援助職が行うソーシャルワーク実践を巡る論点

施設の相談援助職における実践体系にまつわる議論において、もう一つの論点が、施設のソーシャルワーカーとしての独自の実践とはいったい何なのかという点である。相談援助職が、何をすべき存在なのか、利用者や他職種から必ずしも認知されていない背景には、相談援助職の存在意義を明確に示せる実践内容を明確に提示できていないことがある。

相談援助職の実践を巡る研究者間の主張の中には、相談援助職の独自の存在意義を疑問視し、介護職員との統合を唱えている論もある。例えば中村³⁸⁾は、ソーシャルワーカーとケアワーカーをソーシャルケア従事者としてトータルに登録し、質の向上を図った英国の事例をあげ、両者の統合を主張している。こういった統合を主張する論は、ケアワーカーも励ましや慰めといった精神的支援に代表されるソーシャルワーク的要素を含む実践を行っており、別々の職種としての配置をする必然性がないとその根拠を説明する。さらに介護保険施行以降、特養においてケアマネジメント業務をその実践内容とする介護支援専門員が配置されることになったことも、その存在を疑問視する声につながっている。白澤³⁹⁾が指摘するように「ケアマネジメントは、ソーシャルワークの中核的業務である」であるが、ケアプラン作成を業とする

介護支援専門員との実践内容の違いも明確化することが求められる。

ソーシャルワーク実践とは、「(1) 人々が生活し、問題を解決し、困難に対処できるように、その人々 (People) にかかわる、(2) 社会資源や社会サービスや、それらを利用できる機会を人々に提供する制度・組織 (System システム) が適切に働くように、そのシステムにかかわる、(3) そういった社会資源、社会サービス、その機会を提供する制度・組織 (システム) と、そこで生活し、問題や困難をかかえる人々をつなぐ (Link) ことにかかわる、そして (4) 現在の社会政策 (Social Policy) の改善と、新たな社会政策を創り出すためにかかわる。これらのかかわりを専門家として、社会的責任をもって行う (介入 Intervention)」ことである⁴⁰⁾。施設の相談援助職に、この定義を当てはめるならば、People は「利用者」、System が「施設」、Link が「利用者」と「施設」をつなぐ実践、そして相談員として利用者と施設に介入 (Intervention) を果たすことこそが、ソーシャルワーカーである施設の相談援助職として求められることになる。こういったソーシャルワーク実践の定義に、相談援助職の実践を当てはめて、その具体的内容を論じていくことが、相談員の他職種と異なる実践内容の明確化につながると考えられる。

小笠原⁴¹⁾が、施設ソーシャルワークの特徴として掲げている内容に、「援助の展開を円滑にするための業務の分担、援助業務の計画、チームワークの方法、業務組織の形成など施設運営管理法 (アドミニストレーション)」をあげている。先のソーシャルワーク実践の定義を踏まえるならば、このアドミニストレーションは、System である施設そのものに直接介入する支援であり、介護職員が直接処遇の延長線上で実施する心理的支援とは明白に異なる特徴的な実践と言える。また芳賀⁴²⁾は、介護支援専門員と相談員のケアマネジメントを比較しつつ、前者は身体的な介護や看護といったケアの部分に特化したプランを作成する存在であり、「サービス提供主体である施設内の様々な機能を充実させ、利用者はもとより地域やその住民に対して情報提供を行い、総合的な施設サービスを展開する」相談員の役割とは明確に区別できると、両者の違いを説明している。

相談援助職が何をすべき存在なのか、その存在

意義を主張するうえでは、他職種にない独自のソーシャルワーク実践とは何か、その内容を具体的かつ包括的に示していくことが求められる。

3) 施設相談援助職の実践内容検討状況を踏まえた相談員実践概念確立に向けた課題

こういった施設の相談援助職の実践を巡るソーシャルワーク及びケアワークにまつわる議論の整理を通して、相談員実践概念確立に向けた課題として言えるのは、前節で言及した通り、実践がどうあるべきかを議論するうえでは、支援対象となる利用者がどのようなニーズを持っているかを踏まえた検討が欠かせないということである。今回、整理した研究者の検討においても、必ずしもどのような心身特性を持った援助対象者を踏まえた議論なのかを明確化せずに、施設の相談援助職の実践の在り方を論じているために、どのようなケアワーク、あるいはソーシャルワークが必要なのか、具体的な実践内容の言及には乏しい内容となっている。相談援助職が現場で具体的にどのような実践を行うべきかの検証がなければ、実践体系の確立には至らない。

相談援助職がケアワーク実践を行うことの是非についても、その結論はどのような心身状態の利用者が支援対象であるかによって変わってくる。援助対象となる利用者が、自らのニーズを訴える能力を持ち合わせた存在で、直接的コミュニケーションを通して援助方針を確認できる心身状態なのか、あるいは認知症状の影響で自ら援助希望を発することは困難で、相談援助職自ら現場で直接的にケアワークに携わるようなアウトリーチ活動を通して具体的ニーズを把握することが求められるのかによって、当然実践におけるケアワーク必要性の議論の帰結は異なってくる。

白澤⁴³⁾は、社会福祉専門職の実践力を向上させるうえでは、利用者の健康状態や生活機能の障害を WHO が提唱する ICF モデルを用いて把握すること、つまりいかに利用者の個人因子や環境因子が、心身機能・身体構造 (機能障害)、活動 (活動制限)、参加 (参加制約) のプラス面とマイナス面に相互に関連しながら影響を与えているかの分析を通じた実践の必要性を説いている。利用者の生活の質向上に寄与できる相談援助職の実践体系を確立するうえでは、児童、障害者、そして高齢者と幅広い施設利用対象者の個々の個人および環境

特性を踏まえた検討が欠かせない。

Ⅲ 特養利用者の個人及び環境特性

前節では、施設の相談援助職全般の実践におけるソーシャルワークとケアワークを巡る議論を確認したうえで、その実践内容が確立しない背景に、様々な幅広い層の支援対象者を持つ施設実践において、対象者個々の特性を踏まえた実践の在り方に関する議論が不十分であることが要因の一つとなっていることを確認した。そこで本節では、特養相談員の具体的実践内容を検討するにあたり、支援対象となる利用者の個人及び環境特性とはどのようなものなのかの確認を行うこととする。

1) 特養利用者の個人特性

特養相談員の支援対象となる利用者の個人特性については、介護保険上施設サービスに分類される特養を含めた3施設間の利用者特性の比較を通して確認することとする。

介護保険上の施設サービスには、特養の他に介護老人保健施設と介護療養型施設とがある。介護老人保健施設は、利用者への施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理のもとにおける介護および、機能回復訓練、またその他必要な医療ならびに日常生活の世話をを行うことを目的とした施設で、居宅復帰を目指す利用者を主な入所対象としている。医療機関から家庭復帰の中間でつなぎ役的な役割を担うことから、中間施設とも呼ばれている。介護療養型施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設である。一時、病院は治療の場であり、長期療養の場としては相応しくないとの理由から、2011年に廃止されることが決定していた。しかし、重篤な医療支援が必要な入所患者が、制度廃止後受入先がないことなど問題が多々あり、廃止方針は2017年迄に延期となっている⁴⁴⁾。

特養を含めた介護保険3施設については、いずれも要介護1～5と認定された概ね65歳以上の高齢者を入所対象としている。その中でも、特養については2004年4月より「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の一部が改正され、入所に際して利用者本人の状況や在宅サービス利用頻度、あるいは介護者・家族の状況に

鑑み、緊急性の高いケースを優先的に入所させるよう厚生省令が発行されたことを受け、心身的に重度な入居者が増える傾向にある。2010年度の要介護別入居者分布で、老人保健施設の要介護4～5の利用者が全体の47.4%であるのに対して、特養は67.5%と7割近い利用者が重篤な介護状態となっている⁴⁵⁾。また認知症高齢者の日常生活自立度についても、特養においては、ランクⅢ～Ⅴといった重度要介護症状の利用者が70%を超える状態となっており、老健の54.5%と比較して極めて高い比率となっている⁴⁶⁾。なお、介護保険施行前、1980年代頃の特養利用者については、その半数以上が食事介助を必要としない程度の身体状況であった⁴⁷⁾。旧来の措置制度化においては、特養入所条件として経済的要件があり、心身状況以外の要素が受入の判断基準に合った⁴⁸⁾のと比べ、介護保険施行以降、利用者の心身状況を軸とした生活ニーズを踏まえ利用者の入所対応することになった⁴⁹⁾こともその背景にあると考えられる。

特養利用者について、もう一つ特徴的なのが、その在所日数である。2010年9月中に退所された利用者の平均在所日数について、特養は1474.9日と4年以上施設にて生活をしていることになっている。これは、介護老人保健施設の329.2日や、介護療養型医療施設の412日と比較して、3倍以上の入所期間となっている⁵⁰⁾。他の2施設については、退所後在宅復帰する利用者が、老人保健施設が23.8%、介護療養型施設が12.1%を占めるのに対し、特養は2.9%のみとなっており、終身継続して生活することを前提とした入所者が多いことが分かる⁵¹⁾。

これらの特養利用者が、契約制度の理念に基づき、納得のうえ、自己決定して入所に至っているかについては、必ずしもそうではない現状もうかがえる。そもそも認知症や寝たきり等意思判断能力に欠ける人の場合、家族が入所の意思決定をしていることも多く⁵²⁾、自己決定した利用者についても、入居動機は「家族に負担がかかる」といった理由が一番多い傾向にあり⁵³⁾、前向きにその施設生活を望んで入所した人は少ない現状がうかがえる。また全国的にいずれの特養も相当な入所待ちを抱えている⁵⁴⁾ため、利用者も入所できるところに入所せざるを得ない状況にあり、利用者側が優位に立って複数の特養を比較検討のうえ、選べる環境に欠けているのが実情である。

2) 特養利用者における環境特性

次に特養利用者の日常生活に影響を与える環境特性について確認する。利用者に影響を与える環境特性は様々なものがあり、その影響を与える要因は、ポジティブなものからネガティブなものまで、個人によって大きく異なる。ここでは、特養相談員の支援内容を整理するうえで、特に利用者支援を行ううえで留意すべきネガティブな要因、つまり批判的にこれまで捉えられてきた特性に焦点を当てて、特養施設環境を確認することとする。

従前より、批判的視点から指摘されてきた特養施設環境特性の一つに、集団生活における画一的対応⁵⁵⁾がある。施設に入所後は、これまで生活したこともない多くの人と一緒に共同生活を送ることになる。特養の場合は、1施設あたりの利用者数が全国平均71人⁵⁶⁾と規模も大きく、高齢期になるまで全く対面の無かった多くの方々の日常生活を余議なくされる。集団での共同生活においては、そこに居住する利用者すべてに同じような対応をすることが原則となり、基本的に決められたスケジュールの中での生活が基本となる。支援する側の事情が優先され、介護効率などの観点から、起床から朝、昼、晩の食事、さらには就寝に至るまで、利用者にとっては、一定のルールのもとでの生活を強いられることになる⁵⁷⁾。

もう一つ批判的に捉えられてきた特徴に、地域からの閉鎖性がある。施設入所をすることとなった利用者にとっては、家族や地域と長年に渡り培ってきた様々な関係を断絶しての生活を経験することとなる。「特別養護老人ホームなどの施設生活では、高齢者は生体死の前に、社会死と人間死にさらされる・・・特に家族や地域社会との関係から遠のき、関係が薄れ、社会から切り離されていく中で、社会死が待っているのです。人間はもともと社会的な存在です。社会から切り離され、社会との関係が薄くなっていくとすれば、人間としての存在までもが否定されるような事態⁵⁸⁾」になる。特養利用者の大半は、重篤な要介護者であり、自力での自由な行動は限界のある方々で、結果的に意思に関わらず、地域との関係が遠のいていくこととなる。

一方、従前より批判の対象となってきたが、近年大幅に改善されたのが、利用者のプライバシーについてである。特養設立当初は、4人部屋に代表

されるプライバシーに乏しい劣悪な居室環境が中心で、「老人ホームは収容の場⁵⁹⁾」と指摘されるなど、改善必要性が顕著な状況にあった。ただし、介護保険施行以降、多様な価値観を持つ高齢者が増える中、住まいと呼ぶに相応しい居住環境整備の必要性が問われるようになり⁶⁰⁾、設備面の改善が促進されることとなる。2002年には全室個室で10人程度のグループごとに食堂兼居間を設けて専属職員が介護するユニットケアを取り入れた小規模単位型特別養護老人ホームが制度化され、原則新設の特養は、ユニットケアを前提とした形で建設されることとなった。2010年5月1日時点の室定員別室数の構成割合としては、個室が全体の63.1%を占め、半数以上となっており、4人室は24.9%に縮小⁶¹⁾と、居室構成に関しては、改善が順調に進んでいる。

最後に論じたプライバシーの問題と、前二者の日常生活の画一性あるいは地域からの閉鎖性といった従前より批判的に指摘されてきた施設特徴を比較した場合、プライバシーの確保については、建物設備上の対応で改善が図れる内容であるのに対し、前二者の改善には職員の力量がその成否に影響を与えることが違いである。Crow⁶²⁾は、人々は「決まりきったことについてはパターン化したり、一定の時間に行われることを望んでいる」と、施設生活で度々批判の対象となるルーティン（画一的対応）そのものは問題ではないとした上で、そのルーティンの中に、例えば食事介助における時間やメニューの柔軟性といったように、多少の個別性が考慮されていることが重要であるとしている。また小笠原⁶³⁾は、特養と地域生活の隔絶の問題について、施設内に買い物できる出店を時折呼び寄せるといったような例をあげつつ、利用者の地域社会とのつながりを確保する取組みが大切であるとしている。つまり特養の施設環境については、支援に当たる職員自身の実践力、具体的には周囲の様々な社会資源を活用し、環境改善への介入を担える力量次第で、ポジティブなものにも、ネガティブなものにも成り得る状態にあると言える。特養における実践の最大の課題の一つには、利用者が住み慣れた自宅に近い生活環境をなるべく提供すること⁶⁴⁾にあるが、職員がいかに利用者の日常に対する影響が極めて大きい施設環境の変革を促す実践を担うことができるかが、その課題克服の如何を決めるとも言える。

IV 特養相談員の実践内容検討状況

前節では、これまで施設の相談援助職の実践に関する検討において、児童、障害者から高齢者と多岐にわたる施設利用者の個々の特性を踏まえた議論が行われていないことが、実践概念の確立を遅らせている要因になっているといった指摘を踏まえ、特養相談員の援助対象である利用者に焦点を絞り、その個人特性、あるいは環境特性の確認を行った。相談員の実践概念を確立していくうえでは、こういった支援対象となる利用者特性を踏まえ、相談員の固有性を示せるソーシャルワーク実践、あるいは要介護者支援を行ううえで相談員に求められるケアワーク実践とは何かを丁寧に確認したうえで、概念構築を進めていく必要がある。本節では、特養相談員が行う実践内容を検討してきた先行研究の整理を通して、実践概念確立化に向けた課題を確認することとする。

これまで特養相談員をソーシャルワーカー、あるいは相談員が行う実践をソーシャルワーク実践と位置づけ、その実践内容を検討してきた研究には、岡本ら⁶⁵⁾、日本社会福祉実践理論学会⁶⁶⁾、石田ら⁶⁷⁾、和気⁶⁸⁾のものがある。前2者の論文は、介護保険施行前の検討であり、利用者の要介護状態が比較的軽い時期の実践内容を確認したものである。そのため、現状の特養の役割である重篤な要介護状態の利用者を踏まえた実践体系とはやや異なる可能性はあり、議論の焦点となっているケアワークの是非に関する議論をするうえでは、後者2論文と比較して参考の重要性が弱まることも踏まえて内容の確認作業をすることとする。

これらの先行研究のうち、岡本らは、当時特養に従事する生活指導員（現在の生活相談員）が、ソーシャルワーカーとして自らの職務を本来業務としてどの程度意識しているかの実態調査を実施した。相談員の実践領域を「具体的対人機能」「心理社会的援助機能」「連絡・調整機能」「企画・開発機能」「組織化機能」「予防的機能」「運動的機能」「研究・教育的機能」の8領域に区分した。特養相談員を含むソーシャルワーカーに対し実践状況を確認した日本社会福祉実践理論学会の調査では、ソーシャルワーク機能を「仲介的機能」「調停的機能」「代弁的機能」「連携的機能」「処遇的機能」「治療的機能」「教育的機能」「保護的機能」「組織的機能」の9分類に区分した。相談員の業務量につい

てタイムスタディを実施した石田らは、相談員実践を、「ニーズの把握」「契約」「アセスメント」「ケアプラン」「チームマネジメント」「職員研修」「スーパービジョン」「権利擁護」「苦情解決」「相談支援」「ケアワーク」「QOLの向上（介護予防等）」「施設運営管理等」「地域との連携」「間接業務」「その他業務」の16領域に分類した。相談員の実践構造を探索的に検討した和気は、主成分分析結果に基づき「地域調整」「運営管理」「相談」「介護関連」「退所関連」「連絡・調整」「代行」「個別対応」「入所関連」の9領域に分類した。これらの研究を総じて言えることとしては、多くの研究の検討段階が、単に相談員が現状行っている事務関連といった雑務を含めた業務量の実態確認といった記述統計段階に留まっており、支援対象となる利用者の個人特性、あるいは取り巻く環境特性を踏まえ、相談員の実践はどうあるべきか、検証的な検討に至っていないということである。今後、特養相談員の実践体系化を行っていくうえでは、これらの実践がどう利用者の生活の質向上に資するのか、実際の支援対象となる利用者の個々のニーズを踏まえた実践内容の検討が求められる。

これらの先行研究において、まず課題となるのが、ケアワーク実践の内容に関する検討である。今回検討対象となった先行研究のうち、介護保険施行前に実施された研究のうちの1つを除く、3つの研究にて、ケアワーク関連項目が実践内容として含まれていた（表1）が、具体的にどのようなケアワークが行われていたのか、詳細に踏み込んだ検討にはいずれの研究も至っていない。ケアワーク実践の領域については、身体介護に留まらない幅広い実践内容を持つ。例えば、これまで介護職員のケアワークの構成要素を検討してきた研究においては、黒川⁶⁹⁾の「①身辺自立できていない人に対する具体的世話（摂食、排泄、入浴、着脱その他）」「②物的支援＝掃除、洗濯、買い物、付添い、家計の管理その他（具体的サービス）」「③集団活動の支援」「④精神的支援」といった分類や、笠原⁷⁰⁾の「①身辺介護に関する技術」「②家事援助に関する技術」「③社会生活の維持・拡大に関する技術（IADL）」「④心理的、社会的な困難に関する技術」「⑤地域福祉および社会資源の活用・開発に関する技術」といった分類、あるいは成清⁷¹⁾の「①身体的援助」「②生活援助」「③精神・心理的援助」「④地域・社会的援助」といった分類があ

る。概ね「身体介護」「家事援助」「社会支援」といった直接的サービスに加え、励ましや慰めといった「日常の精神的支援」といった要素が、ケアワークの具体的機能として示されているが、これらの介護職員のケアワーク領域を踏まえて、特養相談員はどのような内容のケアワークをどの程度実践すべきかを検討していく必要がある。

またもう一つの課題となるのが、特養相談員の他職種と異なる固有的なソーシャルワーク実践とは何かの解明である。単なる相談員の業務の羅列ではなく、施設のソーシャルワーカーとしての役割を踏まえた検討が求められる。第II節で、ソーシャルワーク実践とは、①人々 (people)、②制度・組織(system)、③people と system をつなぐ(link)

ことにかかわり、④それらの課題に介入 (intervention)する実践であることを確認した。ソーシャルワークに関わる援助技術には、直接援助技術、間接援助技術、及び関連援助技術とがあるが、people である利用者の課題に介入するために活用されるのが直接的援助技術、system である特養運営組織の課題に介入するために活用されるのが間接的援助技術、そして people と system を link するために活用されるのが関連援助技術に各々該当する。相談員におけるソーシャルワーク実践の体系化に向けては、これまで記述統計的に確認された相談員の実践項目が、people、system、link 各々の課題に向けた介入のいずれに該当するかを念頭に入れた検証が求められる。

表1 先行研究における相談員実践の分類

分類項目	岡本ら 1989	日本社会福祉 実践理論学会 1998	石田ら 2010	和気 2006
相談援助関連	具体的対人機能	代弁的機能 保護的機能 教育的機能	相談支援 苦情解決 権利擁護	相談 個別対応
利用者の入所退所 対応関連			契約	退所関連 入所関連
ケアマネジメント 関連	心理社会的援助 機能	調停的機能	ニーズの把握 アセスメント ケアプラン	
他職種との 連携調整関連	連絡・調整機能	仲介的機能 連携的機能	チームマネジメント	連絡・調整
施設 アドミニストレー ション関連	企画・開発機能 組織化機能 運動的機能 研究教育的機能 予防的機能	組織的機能	職員研修 スーパービジョン 施設運営管理等 地域との連携	地域調整 運営管理
ケアワーク関連		処遇的機能 治療的機能	ケアワーク QOLの向上 (介護予防等)	介護関連
事務関連			間接業務 その他業務	代行

先行研究で確認された相談員実践項目のうち、**people** である利用者に介入する直接的援助技術に関わる項目としては、相談支援や代弁的機能といった利用者との相談援助にまつわる実践内容が該当すると考えられる。また **people** の日常生活に多大な影響を与える **system** にあたる特養運営組織の課題に介入する間接的援助技術に関わる項目としては、働く職員の教育だったり、施設をとりまく地域との取り組みであったり、運営管理上の制度設計を行うような実践内容が該当すると考えられる。さらに **people** である利用者として **system** である特養を **link** する関連援助技術に関わる項目としては、特養という **system** に従事する多職種同士を **link** し **people** への支援にむすびつけるチームマネジメントや連絡調整といった実践、さらには **system** 内外の社会資源を **people** と **link** させ、支援計画を作成するアセスメントやケアプランといった実践内容が該当すると考えられる。これらの枠組みを踏まえて実践内容を整理するならば、表 1 の通り、ソーシャルワーク関連実践は、直接的援助技術が「相談援助関連」、間接的援助技術が「施設アドミニストレーション関連」、そして関連援助技術が「利用者の入所退所対応関連」「ケアマネジメント関連」「多職種との連携調整関連」に分けられ、その他「ケアワーク関連」と「事務関連」を含めた計 7 分類に区分できる。相談員は、**system** である特養の長にあたる施設長と、現場で **people** である利用者として接する機会が多い直接処遇職員の間立ち、施設全体のサービスマネジメントを担うリーダー（中間管理職）として、権限を持つことの多い職種である⁷²⁾ことから、**people** と **system** を **link** する関連援助技術に関わる実践が、より多くなっているものと考えられる。相談員の固有的な実践を体系化していくうえでは、各々の実践が利用者支援にいかに関わる内容なのかといった根拠を踏まえつつ、包括的にソーシャルワーク実践として成立しているかの検討が求められる。

最終的に、相談員が行う実践概念の確立に向けては、相談員が行うソーシャルワーク及びケアワークとは何かの確認を踏まえたうえでの両者の関係性の検証が求められる。つまり、ケアワーク実践がソーシャルワーク実践の弊害となっているのか、あるいは両者の両立した実践が可能かの検討である。前節で確認した通り、特養利用者は 7 割近い利用者が要介護 4～5、あるいは 7 割以上が認

知症ランクⅢ～Ⅴといった重篤な要介護症状で理解能力に欠ける利用者である。また利用者が日常を送る特養も、閉鎖的で画一的な環境で、利用者は不満があっても訴えることすら難しい状況に身を置いて生活を送っている。直接的コミュニケーション能力に欠ける利用者のニーズへのアウトリーチや詳細なアセスメント、さらには充実した職種間連携をするうえでも、ある程度のケアワーク実践は相談援助職にも必須であるとの研究者間での意見が主流になりつつあるが、その見解を踏まえた実践体系を確立化していくうえでは、具体的な実践状況として、ケアワーク実践を相談援助職の実践から分離すべきとする論者が主張するところのケアワーク実践のソーシャルワーク実践への弊害が起こっていないことの実証的確認の作業が求められる。最終的に、ソーシャルワーク実践とケアワーク実践の関係性を検証し、特養相談員の実践体系を確立する作業が求められる。

V 相談員が行う実践概念確立に向け

た課題

本稿では、長年曖昧性が問われて久しい特養相談員の実践体系化を図るうえで、どのような課題があるかの明確化を図ることを目的に、先行研究の整理を行った。

先行研究の整理を通して、具体的に次の課題が明確化された。第 1 に、施設の相談援助職における実践概念の検討は、児童、障害者から高齢者といった幅広い利用者個々のニーズを踏まえた検討を実施しておらず、そのことが概念確立を遅らせている要因となっていることが確認された。第 2 に、特養相談員の実践対象である利用者は、平均要介護度 4 以上の重篤な要介護状態の高齢者が中心で、実践内容の検討にあたっては、自ら支援を求める能力に欠ける要介護利用者をいかに支援するかを念頭に入れた実践体系を確立する必要性のあることが確認された。第 3 に、これまでの相談員の実践体系の議論においては、幅広い領域を持つケアワーク実践の具体的内容に踏み込んだ検討がなく、相談員としてどのようなケアワーク実践をどの程度実践すべきなのか、実証的な検討が必要であることが確認された。第 4 に、相談員の職務曖昧性の根本的な要因とも言える何が固有業務

なのか、ソーシャルワーク論を踏まえた、内容の明確化が必要であることが確認された。第 5 に、相談員の実践概念を最終的に確立するうえでは、相談員が行うソーシャルワーク及びケアワークとはいったい何なのかを検討したうえで、両実践の関係性の検証が必要であることが確認された。

社会福祉専門職の実践概念の体系化にあたっては、実践の対象を明確化したうえで、実践の意義や具体的手続き、さらにはよって立つ理論から具体的な処遇効果といった要素の確認が求められる⁷³⁾。特養に従事する相談員の支援充実に向け、今回確認された課題を踏まえつつ、丁寧な概念構築作業を行い、実践体系の確立化を進めていくことが求められる。

引用文献

- 1) 厚生労働省：平成 22 年度介護サービス施設・事業者調査結果の概況：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service10/index.html> (2012/07/27 アクセス可能)
- 2) 白澤政和：日本における社会福祉専門職の実践力，社会福祉研究，90，13-20 (2004)
- 3) 寺嶋洋恵・小林朋美・山村江美子・安田真美・矢部弘子・板倉勲子：高齢者施設における介護福祉士の専門性，聖隷クリストファー大学 社会福祉学部紀要，2，153-160 (2003)
- 4) 木全和己：社会福祉施設における社会福祉専門職としての価値，宮田和明・加藤幸雄・牧野忠康・柄本誠・小椋喜一郎：『社会福祉専門職論』中央法規出版，132-144 (2007)
- 5) 白澤政和：前掲書 (2004)
- 6) 日本社会福祉実践理論学会：ソーシャルワークのあり方に関する調査研究，社会福祉実践理論研究，7，69-90 (1998)
- 7) 和気純子：介護保険施設における施設ソーシャルワークの構造と規定要因－介護老人福祉施設と介護老人保健施設の比較を分析を通して，厚生指標，53(15)，21-30 (2006)
- 8) 岡本民夫・奥田いさよ：老人福祉分野におけるソーシャルワーカーの機能と業務，季刊老人福祉，85，68-75 (1989)
- 9) 芳賀恭司：特別養護老人ホームにおけるソーシャルワークについて－レジデンシャル・ソーシャルワークと施設内ケアマネジメントのあり方について，東北福祉大学大学院総合福祉学専攻科社会福祉学専攻紀要，4，81-93 (2006)
- 10) 伊藤嘉代子：『児童養護施設におけるレジデンシャルソーシャルワーカー施設職員の職場環境とストレス』，明石書店，東京 (2007)
- 11) 小笠原祐次：施設ソーシャルワーク，京極高宣・小田兼三・桑原洋子・ほか編，『現代福祉学レキシコン第二版』，雄山閣出版，170(1998)
- 12) 秋山智久：『社会福祉実践論－方法原理・専門職・価値観』，ミネルヴァ書房，61-62 (2000)
- 13) 芝野松次郎：『社会福祉実践モデル開発の理論と実際』，有斐閣，1-22 (2002)
- 14) 米本秀仁：介護保険分野における社会福祉士養成実習のあるべき姿，社団法人日本社会福祉士養成校協会編，『介護保険分野における社会福祉士養成実習のモデル構築に関する研究』，15-27 (2009)
- 15) 根本博司：施設ケアとソーシャルワーク；その実態と二者の関係，ソーシャルワーク研究，12(1)，4-9，(1986)
- 16) 成清美治：『ケアワーク入門 第1版』，誠心書房，学文社，45-48 (2009)
- 17) 大和田猛：『ソーシャルワークとケアワーク』，中央法規出版，282 (2004)
- 18) 中村敏秀：社会福祉援助技術論の位相－ソーシャルワークとケアワークの関係を巡って，田園調布学園大学紀要，2，1-13 (2007)
- 19) 白澤政和：前掲書，(2004)
- 20) 深谷美枝：連続と断絶－ソーシャルワークとケアワークをめぐる論点，立正大学社会福祉学部紀要 人間の福祉，6，93-109 (1999)
- 21) 木全和己：前掲書，140，(2007)
- 22) 米本秀仁：生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望，ソーシャルワーク研究，38(2)，4-14，(2012)
- 23) 米本秀仁：前掲書，(2009)
- 24) 和気純子：前掲書，(2006)
- 25) 木全和己：前掲書，140，(2007)
- 26) 根本博司：前掲書，(1986)
- 27) 成清美治：前掲書，45-48 (2009)
- 28) 大和田猛：前掲書，282 (2004)
- 29) 日本学術会議 第 18 期社会福祉・社会保障研究連絡委員会：『ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案』，5 (2003)
- 30) 奥田いさよ：第 1 章 介護福祉の概念，岡本民夫・久垣マサ子・奥田いさよ編，『改訂版 介護概論』，7 (1998)
- 31) 和気純子：前掲書，29 (2006)
- 32) 石田博嗣・住居広土・國定美香：タイムスタディで捉えるレジデンシャル・ソーシャルワーク・コードの開発と研究－介護老人保健施設における生活相談員と計画担当介護支援専門員の業務分析から－，厚生指標，57(1)，6-14 (2010)
- 33) 木全和己：前掲書，(2007)
- 34) 石井三智子：『介護のためのソーシャルワーク』，一橋出版，21-64 (1997)
- 35) 大和田猛：前掲書，278-282 (2004)
- 36) 白澤政和：介護福祉の本質を探る－ソーシャルワークとの関連で，介護福祉学，13(1)，15-23 (2006)
- 37) 中村敏秀：前掲書，(2007)
- 38) 中村敏秀：前掲書，11-12 (2007)
- 39) 白澤政和：前掲書，14 (2004)
- 40) 北島英治：第 3 章 社会福祉実践の展開過程，北島英治・白澤政和・米本秀仁編『社会福祉援助技術論(上)』，ミネルヴァ書房，京都，73-93 (2002)
- 41) 小笠原祐次：前掲書，170 (1998)
- 42) 芳賀恭司：前掲書，87 (2006)
- 43) 白澤政和：前掲書，17-18 (2004)
- 44) 週刊社会保障：週刊ニュース 介護療養型の廃止期限を延期－介護保険法等改正案が審議入り－衆院厚生労働部，65 (2629)，16-17 (2011)
- 45) 厚生労働省：前掲書，11 (2012/07/27 アクセス可)

- 能) 東京, 15-17 (2007)
- 46) 厚生労働省: 前掲書, 13 (2012/07/27 アクセス可能) 73) 芝野松次郎: 前掲書, 1-22 (2002)
- 47) 浅野仁・田中荘司: 『日本の施設ケア』, 中央法規, 東京, 34 (1993)
- 48) 今村理一: 『新しい時代の社会福祉施設論—施設サービスのこれから』, ミネルヴァ書房, 京都, 90-93 (2001)
- 49) 高齢者介護研究会: 『2015年の高齢者介護—高齢者の介護を支えるケアの確立について』, 70 (2003)
- 50) 厚生労働省: 前掲書, 14 (2012/07/27 アクセス可能)
- 51) 厚生労働省: 前掲書, 14 (2012/07/27 アクセス可能)
- 52) 奥山真由美・西田真寿美: 特別養護老人ホームの入所申請をめぐる家族の意思決定, 山陽論叢, 17, 90-101 (2010)
- 53) 厚生労働省: 特別養護老人ホームにおける待機者の実態に関する調査研究事業-待機者のニーズと入所決定のあり方等に関する研究 - : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002axr-att/2r9852000>
- 54) 株式会社 野村総合研究所: 『特別養護老人ホームにおける入所申込者に関する調査研究報告書』, 野村総合研究所, 東京, 17 (2010)
- 55) Erving Goffman: *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, Penguin Books, London, (1991)
- 56) 厚生労働省: 前掲書, 9 (2012/07/27 アクセス可能)
- 57) 浅野仁・田中荘司: 前掲書, 17-18 (1993)
- 58) 小笠原祐次・内田千恵子・貝田百合子・瀧川桂子・山田恵子・石川秀也: 『介護老人福祉施設の生活援助』, ミネルヴァ書房, 京都, 24-25 (2002)
- 59) 中央社会福祉審議会 老人福祉専門分科会: 老人ホームのあり方に関する中間意見 (1972)
- 60) 高齢者介護研究会: 前掲書, 50 (2003)
- 61) 厚生労働省: 前掲書, 10 (2012/07/27 アクセス可能)
- 62) Roger Crow: 『これからの施設福祉を考える—レジデンシャルワークの理論と実際』, 久美, 京都, 5-11 (2002)
- 63) 小笠原祐次・内田千恵子・貝田百合子・瀧川桂子・山田恵子・石川秀也: 前掲書, 24-26 (2002)
- 64) 白澤政和: 『生活支援のための施設ケアプラン』, 中央法規, 東京, 29 (2003)
- 65) 岡本民夫・奥田いさよ: 前掲書, 68-75 (1989)
- 66) 日本社会福祉実践理論学会: ソーシャルワークのあり方に関する調査研究, 社会福祉実践理論研究, 7, 69-90 (1998)
- 67) 石田博嗣・住居広土・國定美香: 前掲書, 6-14 (2010)
- 68) 和気純子: 前掲書, 21-30 (2006)
- 69) 黒川昭登: 『現代介護福祉論—ケアワークの専門性』, 誠信書房, 東京, 12-14 (1989)
- 70) 笠原幸子: 介護福祉におけるソーシャルワークの役割, 一番々瀬康子 監修『新・介護福祉学とは何か』, ミネルヴァ書房, 東京, 155-164 (2000)
- 71) 成清美治: 『ケアワーク入門 第1版』, 学文社, 東京, 30 (2009).
- 72) 神奈川県高齢者福祉施設協議会: 『高齢者福祉サービス 生活相談援助・業務マニュアル』, 中央法規出版,

特別養護老人ホームにおける生活相談員の行う ソーシャルワーク及びケアワーク実践に関する文献的研究

上田 正太

要旨：本研究は、特別養護老人ホームに従事する生活相談員の実践内容が、公的に規定されておらず、また施設ごとに異なる実践が行われている状況を踏まえ、その職種としての実践論確立必要性を明確化することを目的に実施されたものである。特別養護老人ホームの相談員をはじめ、施設の相談援助職における実践論の確立が進まない背景には、支援対象となる施設利用者は、高齢者だけでなく、障害者や児童と幅広く存在するにも関わらず、個々の対象者に焦点を絞って、相談援助職の実践がどうあるべきかの検討が不十分であることが一因にあることを、先行研究を通して確認した。特別養護老人ホームの相談援助職の実践論を確立するうえでは、特養利用者のニーズを満たす上でどのような実践が求められているのか、現場実情に根ざした実証的な研究が欠かせないことが示唆された。